

2025.8 No23



福島県行政書士会
県南支部会報

表紙 矢祭町「戸津辺の桜」
特集 行政書士法改正

支部長挨拶

福島県行政書士会県南支部

支部長 金 澤 豊

会員の皆さまには、日ごろから県南支部運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。本年5月に行われた県南支部総会で支部長に就任いたしました。多くの皆さまにご支援を頂き、誠にありがとうございます。

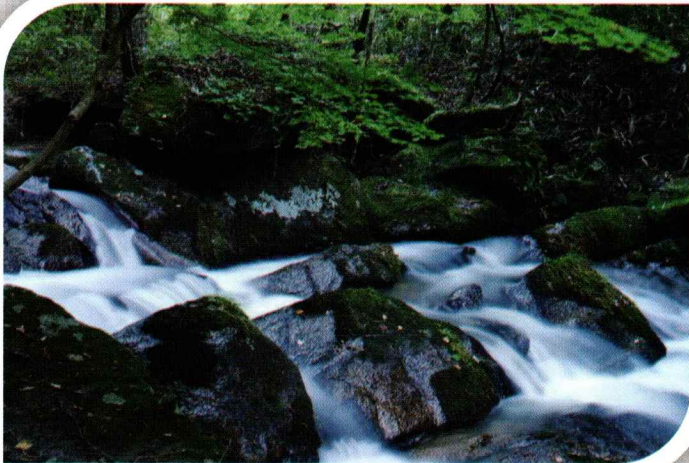
支部運営に当たり、支部会員の皆さまのご意見をしっかり伺うことで、問題の解決や提案の実現に向けて役員内で充分協議を行い、よりよい県南支部となるよう努めていく所存ですので、会員の皆様からの忌憚のないご意見をお待ちいたします。

さて、この度「行政書士法の一部を改正する法律案」が、第217回国会に提出され、衆議院本会議（令和7年5月30日）及び参議院本会議（同年6月6日）においてそれぞれ可決し成立し、令和8年1月1日から施行されます。その中で、法第1条の2が新設され「職責」として「行政書士は、その業務を行うに当たっては、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならないものとする」と記されました。

このことを踏まえ、県南支部では情報化の波に対応すべく取組を行う予定です。一つは情報化が進んでいる業務に関する研修会の実施と会員相互の情報交換の場を設けます。もう一つは支部内に会員向け「IT相談窓口」を設置します。この相談窓口の設置は、会員の皆様からどれだけの需要があり、どれだけの実績になるかは未知数ですが、県南支部の会員の皆さまの情報化に対する技術の底上げを行い、環境に沿った知見を共有すること、そして何より多くのお客様から「頼りになるのは行政書士である」と思っただけのことを目標とすることで、少しでも「国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図ること」の実現に向け前進できるよう努めます。

会員の皆さまには、引き続きとなりますが、今後ともご協力、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

2025年 8月 20日作成



写真：矢祭町「滝川溪谷」

栄えある受賞おめでとうございます

◆福島県行政書士会会長表彰受賞者

1 表彰状

(1) 規則第3条第1項第一号該当者

円谷浅光会員	澤田尚志会員	水野 透会員
鈴木孝一会員	角田基宏会員	

2 喜寿祝

(2) 規則第2条第2項

渡辺祐司会員	円谷浅光会員	吉田好男会員
--------	--------	--------

◆日本行政書士連合会東北地方協議会会長表彰受賞者

1 表彰状

澤田尚志会員



会 員 の 動 き

(令和6年6月1日～令和7年6月15日)

<新入会員のご紹介>

芝崎 大介  県南支部 須賀川市 登録番号 第 24052446 号 会員番号 第 2636 号 入会年月日 令和 6 年 9 月 1 日 電話番号 0248-76-0220	高橋 薫  県南支部 石川町 登録番号 第 24053673 号 会員番号 第 2643 号 入会年月日 和 6 年 12 月 1 日 電話番号 0247-26-7320
渡邊 秀幸  県南支部 白河市 登録番号 第 25051167 号 会員番号 第 2649 号 入会年月日 令和 7 年 3 月 15 日 電話番号 090-1044-6876	

<転入会員> 尾形優太	<転出会員> 三浦智 山本浩一
<退会会員> 五十嵐紀市 阿部幹雄 金澤和則 國井高利(東京会へ移転) 芝崎香次 深谷家康 我妻瞭	

互 助 会 給 付 関 係

- ① 会員の結婚並びに出産（配偶者を含む）
- ② 傷病入院（3週間以上）
- ③ 火災 ④ 個人会員、配偶者、一親等の親族の死亡

上記のような場合、事務局までお知らせください。

事務局 関根秀也 TEL : 090-4049-9615

E-mail : info@gyosei-sekine.com

特 集

行政書士法が改正されました

改めまして 法律案要綱 から「おさらい」をします

行政書士法の一部を改正する法律案要綱

一 行政書士の使命

行政書士は、その業務を通じて、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もって国民の権利利益の実現に資することを使命とするものとする。

(第1条関係)

※「目的」から「使命」に改められました

二 職責

1 行政書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないものとする。

2 行政書士は、その業務を行うに当たっては、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならないものとする。

(新第1条の2関係)

※「職責」が新設されました

三 特定行政書士の業務範囲の拡大

特定行政書士が行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成することができる範囲について、行政書士が「作成した」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものから、行政書士が「作成することができる」官公署に提出する書類に係る許認可等に関するものに拡大すること。

(新第1条の4第1項第2号関係)

※「範囲」が拡大されました

四 業務の制限規定の趣旨の明確化

行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限規定に、「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言を加え、その趣旨を明確にすること。

(第19条第1項関係)

※主旨が明確にされました

五 両罰規定の整備

行政書士又は行政書士法人でない者による業務の制限違反及び名称の使用制限違反に対する罰則並びに行政書士法人による義務違反に対する罰則について、両罰規定を整備すること。

(第23条の3関係) ※法人又は人に対して各罰金刑を科することとされました

六 施行期日等

1 この法律は、令和8年1月1日から施行すること。 (改正法附則第1条関係)

2 その他所要の規定を整備すること。

行政書士法 改正の理由（概要）

■ 総論

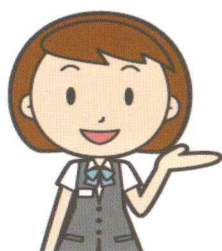
令和6年（2024年）に成立した行政書士法の改正は、急速な社会環境の変化、特にデジタル化への対応と、無資格者による違法業務から国民を保護する必要性から行われました。また、制度の公共性・専門性を強化し、国民の信頼に応える制度へと進化させることが目的です。

■ 改正理由の三本柱

観 点	背景・意図
デジタル対応	電子申請やICT活用の義務化で制度を現代化。コロナ禍を契機にオンライン申請に対応する必要性。
国民保護	無資格者による不正申請・代行業務の横行を防止。名義貸しの禁止など違法行為の抑止。
制度強化	使命規定や職責規定の新設、特定行政書士制度の拡充、両罰規定の整備による信頼性向上。

■ 背景の詳細

- 1 デジタル社会への対応：行政手続きのオンライン化・電子化に対応するため、ICT活用を行政書士の職責として明記。業務効率化と国民利便の向上を目指す
- 2 無資格者の排除：報酬の有無や名目を問わず、行政書士業務を無資格で行うことを禁止し、名義貸しや不正業務に対する規制を強化
- 3 制度の信頼性向上：使命や職責を法的に明文化し、制度の社会的信頼性と公共性を強化。特定行政書士の業務範囲を拡充し、国民支援の幅を広げる



詳しくは日行連のホームページを
ご覧ください

<https://www.gyosei.or.jp/news/20250606>

農業委員会からのお知らせ

位置図の作成について、周知依頼がありましたので、お知らせします

位置図とは、申請地の場所を示すための図面です。一般的には、縮尺 1/10,000～1/5,000 程度で作成され、申請地を囲むなどのしるしを付け、「位置図」と「縮尺」「方位」を表示し作成します。

今までの資料作りは、市販の地図や構図を元に、頑張ってCADで作成しましたが、

大切なことは・・・

申請場所はどこ？ どうやって行ける？ です

そのためには、**申請地の周辺の著名な地物等を含めることが重要**です。



まずは、
おおまかな位置を示すため、誰もがわかるであろう
建築物や施設、店舗、道路などを表示して、申請地
の方向や距離がわかる地図を作成しましょう



そして、次に申請地までの経路がわかる縮尺を準備
します。

特に山間部や大きな道路がない場合は、どのように
して、現地付近まで行くのか、申請地をどこから確
認できるのか等、わかるように作成します。

○インターネットを利用すると、位置図、経路図、白地図、航空写真が簡単に利
用でき、わかりやすい資料の作成ができます。

【地図作成に便利なホームページのサイト】

- 国土地理院の地図 <https://maps.gsi.go.jp>
- グーグルマップ <https://maps.google.co.jp>
- 農地ナビ <https://map.maff.go.jp>



農地転用業務で、現地確認が円滑に実施されるよう

わかりやすい（目的が達成できる）地図資料の作成ご協力をお願いいたします。

県南支部のホームページをご活用ください

<https://kennan-gyosei.com/>

県南支部ホームページのサイトのQRコード

- 下記のQRコードを読み取って、スマホなどで閲覧してください
- QRコードは、名刺などに印刷されると便利な場合もあります



会員様へのお知らせ
県南支部の活動や便利な情報など
掲載しています
是非、ご活用ください

<https://kennan-gyosei.com/>

「県南支部IT窓口」設置のご案内

県南支部の会員の皆さま向けに「IT相談窓口」を開設しました

ホームページの活用・メールの送受信など、基本的なパソコンの操作や設定方法について、お手伝いいたします。まずはお気軽にご連絡・ご相談をお待ちしております

【棚倉町窓口】担当：金澤豊会員

場所 行政書士金澤豊事務所
電話 080-9634-4757

【白河市窓口】担当：関満理子会員

場所 関満理子行政書士事務所
電話 0248-21-1123 携帯 080-8218-1178

《 福島県行政書士会県南支部 会報 No. 23 》

発行日 2025年8月20日（水）

発行人 県南支部長 金澤 豊

令和7年度会報編集委員 高久ひろ江 関満理子